

## 適合証明業務手数料規程

### (趣 旨)

第1条 この適合証明手数料規程は、株式会社東京建築検査機構が独立行政法人住宅金融支援機構と締結した「適合証明業務に関する協定書」(平成19年4月1日)第11条1項及び別に定める株式会社東京建築検査機構適合証明業務規程第13条に基づき、株式会社東京建築検査機構が実施する適合証明業務に係る手数料について必要な事項を以下に定めるものとする。

### (手数料の区分)

第2条 適合証明業務の手数料は、新築住宅、中古住宅、賃貸住宅、リフォーム等に区分する。

### (適合証明業務の手数料)

第3条 適合証明業務の手数料は、第2条の区分に従い、一申請につき、別表Ⅰ～Ⅴに定める業務手数料とする。手数料には消費税を含まない。

### (出張費等の手数料)

第4条 中間現場検査、竣工現場検査・適合証明に際し、地域により第3条の手数料の額に、出張費等を加算する。

但し、当社で完了検査を同時に行う場合は、この限りではない。

### (適合証明書等の再交付手数料)

第5条 適合証明書等の再交付手数料は、別表Ⅶとする。

### (付 則)

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

平成19年 5月 1日改定

平成19年10月 1日改定

平成22年12月10日改定

## 別 表

## I. 共通事項

1. フラット 35 で設計（建設）住宅性能評価書を取得したが、維持管理対策（共用配管）等級 1 の場合は、一申請につき 10,000 円（税別）を加算します。
2. フラット 35S で、平成 19 年 3 月 31 日以前に設計住宅性能評価書を取得した耐久性・可変性の場合は、一申請につき 10,000 円（税別）を加算します。
3. フラット 35S で、設計住宅性能評価書を取得していない耐震性の場合は、国土交通大臣認定または平成 12 年建設省告示第 2009 号の免震建築物で確認済証交付の建築物を対象とします。
4. フラット 35S で、平成 19 年 3 月 31 日以前に設計住宅性能評価書を取得した耐震性のうち免震建築物の場合は、上記 3 と同様の取り扱いとします。
5. フラット 35S で、「S」の選択が複数の場合の手料金は、フラット 35（基本料金）+ S 割増（1）+ S 割増（2）・・・です。
6. 登録マンション・A とは、1 棟一申請で全住戸が対象の場合です。（竣工現場検査・適合証明も同様です。）
7. 登録マンション・B とは、1 棟一申請で対象外住戸が含まれている場合です。（竣工現場検査・適合証明も同様です。）
8. 登録マンション以外とは、1 棟中フラット 35（フラット 35S）を利用する住戸（1 戸から申請可）のみを申請する場合です。（竣工現場検査・適合証明も同様です。）

## II. 新築住宅

## 1. 共同住宅

## ① 設計検査

## 1) 登録マンション（1 棟につき）

	確認検査 (TBTC)	住宅性能評価	登録マンション・A		登録マンション・B	
			フラット 35	フラット 35S	フラット 35	フラット 35S
1	○	×	20,000 円+N×1,200 円/戸 ※120,000 円/棟を上限とする	左記の 5 割増	20,000 円+N×1,500 円/戸 ※150,000 円/棟を上限とする	左記の 5 割増
2	×	○		左記の 2 割増		左記の 2 割増
3	○	○	20,000 円+N×1,200 円/戸 ※80,000 円/棟を上限とする	左記の 2 割増	20,000 円+N×1,500 円/戸 ※150,000 円/棟を上限とする	左記の 2 割増
4	×	×	40,000 円+N×2,400 円/戸 ※250,000 円/棟を上限とする	左記の 2 倍	40,000 円+N×3,000 円/戸 ※360,000 円/棟を上限とする	左記の 2 倍

## 2) 登録マンション以外

	確認検査 (TBTC)	住宅性能評価	フラット 35	フラット 35S
1	○	×	20,000 円+N×1,500 円/戸	左記の 5 割増
2	×	○		左記の 2 割増
3	○	○		左記の 2 割増
4	×	×	40,000 円+N×3,000 円/戸	左記の 2 倍

②竣工現場検査・適合証明

1) 登録マンション（1棟につき）

	確認検査 (TBTC)	住宅性能評価	設計検査	登録マンション・A		登録マンション・B	
				フラット 35	フラット 35S	フラット 35	フラット 35S
1	○	×	○	30,000 円+ (N×0.1) ×7,000 円/戸 ※150,000 円/棟を上限とする	左記の 5割増	30,000 円+ (N×0.3) ×7,000 円/戸 ※225,000 円/棟を上限とする	左記の 3割増
			×	30,000 円+ (N×0.5) ×7,000 円/戸 ※200,000 円/棟を上限とする	左記の 2倍	30,000 円+ (N×0.5) ×7,000 円/戸 ※300,000 円/棟を上限とする	左記の 2倍
2	×	○	○	30,000 円+ (N×0.1) ×5,000 円/戸 ※110,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増	30,000 円+ (N×0.2) ×5,500 円/戸 ※160,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増
			省	30,000 円+ (N×0.2) ×7,000 円/戸 ※150,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増	30,000 円+ (N×0.3) ×7,000 円/戸 ※225,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増
3	○	○	○	30,000 円+ (N×0.1) ×2,940 円/戸 ※80,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増	30,000 円+ (N×0.2) ×3,200 円/戸 ※120,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増
			省	30,000 円+ (N×0.2) ×5,000 円/戸 ※110,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増	30,000 円+ (N×0.3) ×5,500 円/戸 ※160,000 円/棟を上限とする	左記の 2割増
4	×	×	○	60,000 円+ (N×0.2) ×14,000 円/戸 ※300,000 円/棟を上限とする	左記の 5割増	60,000 円+ (N×0.5) ×14,000 円/戸 ※400,000 円/棟を上限とする	左記の 5割増

(注) イ. (N×0.1)、(N×0.2)、(N×0.3) 及び (N×0.5) は小数点第一位を切り上げです。

ロ. 省とは、設計（建設）住宅性能評価書を活用し、設計検査を省略した場合です。（登録マンション以外も同様です。）

2) 登録マンション以外

	確認検査 (TBTC)	住宅性能評価	設計検査	フラット 35	フラット 35S
1	○	×	○	30,000 円+N×7,000 円/戸	左記の 3割増
			×	30,000 円+N×14,000 円/戸	左記の 2倍
2	×	○	○	30,000 円+N×5,500 円/戸	左記の 2割増
			省	30,000 円+N×7,000 円/戸	左記の 2割増
3	○	○	○	30,000 円+N×3,200 円/戸	左記の 2割増
			省	30,000 円+N×5,500 円/戸	左記の 2割増
4	×	×	○	60,000 円+N×14,000 円/戸	左記の 5割増

## 2. 一戸建て等

### ① フラット 35

	確認検査 (TBTC)	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査・適合証明
1	○	10,000 円/戸	(30,000 円/戸) ※	30,000 円/戸
2	×	20,000 円/戸	60,000 円/戸	60,000 円/戸

※確認検査時で中間検査を行っている場合、瑕疵担保保険の検査がある場合は中間現場検査を省きます。

### ② フラット 35S

上記、フラット 35 手数料の 2 割増です。

## Ⅲ. 中古住宅

### 1. 共同住宅

		フラット 35 ・ 財形住宅融資	フラット 35 S
1	TBTC 性能評価あり	20,000 円/戸	
2	他機関の性能評価あり	23,000 円/戸	
3	性能評価なし	25,000 円/戸	30,000 円/戸
4	耐震評価が必要な建築物	84,000 円/戸	

(注) イ. 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登記の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物をいう。

### 2. 一戸建て等

		フラット 35 ・ 財形住宅融資	フラット 35 S
1	TBTC 性能評価あり	30,000 円/戸	
2	他機関の性能評価あり	33,000 円/戸	
3	性能評価なし	35,000 円/戸	40,000 円/戸
4	耐震評価が必要な建築物	50,000 円/戸	

(注) イ. 耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登記の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物をいう。

### 3. 中古マンションらくらくフラット 35

		基本手数料	加算額	
1	個別登録コース (築年数は問わない)	40,000 円/棟	～30 戸	30,000 円
	20 年登録コース (新築時の建設住宅性能評価 書取得物件)	25,000 円/棟	～100 戸	50,000 円
			～200 戸	75,000 円
			～300 戸	105,000 円

(注) イ. 本制度は、住棟単位で登録証明書を取得して、マンション管理組合等が住宅金融支援機構に「中古マンションらくらくフラット 35」として登録するものです。登録されたマンションは、以後、利用するフラット 35（中古住宅）の適合証明手続きが簡略化されます。

ロ. フラット 35 S は、中古タイプ（開口部断熱を除く）のみ適用されます。

#### IV. 賃貸住宅

	確認検査 (TBTC)	設計検査	竣工現場検査・適合証明
1	○	20,000 円+N×1,400 円/戸 ※41,000 円/棟を上限とする	30,000 円+ (N×0.1) ×20,000 円/戸 ※70,000 円/棟を上限とする
2	×	40,000 円+N×2,800 円/戸 ※82,000 円/棟を上限とする	60,000 円+ (N×0.1) ×40,000 円/戸 ※140,000 円/棟を上限とする

(注) イ. Nは申請戸数です。

ロ. (N×0.1) は、小数点第一位を切り上げです。

#### V. リフォーム

	確認検査 (TBTC)	住宅 性能評価 (TBTC)	財形リフォーム	機構リフォーム (耐震 or バリア)
1	○	○	10,000 円	10,000 円
2	×	○	10,000 円	10,000 円
3	○	×	15,000 円	30,000 円
4	×	×	60,000 円	80,000 円

(注) イ. 金額はヒアリングと現場検査の合計金額で、一住戸あたりの金額です。

#### VI. 出張費等

遠方の場合、別途お見積りさせていただきます。

#### VII. 設計審査に関する通知書、中間現場検査に関する通知書及び竣工現場検査・適合証明に関する通知書の再交付

・再交付は、1 通につき 5,000 円（消費税別）です。